

障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ
【ふくいハートフルオフィス】

福井県総務部人事課
〒910-8580 福井市大手3-17-1
TEL 0776-20-0240

受付期間	令和6年5月2日（木）～令和6年5月20日（月）
面接試験日	令和6年5月22日（水） ※別途連絡します。
採用予定日	令和6年6月1日（土） ※勤務開始日は6月3日（月）

1. 募集概要

採用予定日	令和6年6月1日（土） ※勤務開始日は6月3日（月）
任用期間	令和6年6月1日～令和7年3月31日 （所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新されることがあります。）
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	福井県総務部人事課（福井市大手3丁目17-1） ※県庁3階「ふくいハートフルオフィス」での勤務
業務内容	県庁各所属から依頼される簡単な庶務、事務補助業務 ・文書廃棄（ホッチキス等の除去、シュレッダー、ゴミ集積所への運搬等） ・封入作業 ・書類仕分け作業 ・書棚等の整理 ・PCデータ入力 ・紙文書のデータ化 ※オフィスには支援員が常駐し、作業指示を出します。 詳しくは、人事課ホームページ「ふくいハートフルオフィス」をご覧ください。
採用予定数	3名

2. 受験資格

○基本事項

・次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方（受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。）

- （1）身体障害者手帳
- （2）都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書*（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

*診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するものをいいます。

- （3）都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳
- （4）児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- （5）精神障害者保健福祉手帳

- ・ふくいハートフルオフィスでの勤務経験を通じてスキルアップし、将来的に一般就労することを目指している方
- ・ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

○その他

- ・勤務にあたっては、ワード・エクセル等パソコンの基本操作（文字入力、四則演算レベル）ができることが望ましいです。

3. 試験の方法

- ・受験者の適性、能力等を確認するために、個別面接を行います。
- ・日時および場所につきましては、応募者に個別連絡します。

4. 合格者の発表

- ・受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続きについてご案内します。

5. 受験手続

(1) 申込方法

次の①～③の手続きをお願いします（すべての手続きが必要です）。

- ①ハローワークで紹介状を発行してもらってください。
- ②障がいの有することを証明する手帳等の写しをご準備ください。
- ③「障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要な事項を記入の上、①および②の書類を添付し、下記申込先へ提出（持参または郵送）してください。

【受験申込先】

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県総務部人事課組織グループ（福井県庁7階）

(2) 受付期間

随時受付

※持参の場合、受付時間は8時30分から17時15分まで（土、日、祝日は除く）

6. 勤務条件

勤 務 日	月曜日から金曜日（土・日・祝休日および12月29日から翌年1月3日を除く）
勤 務 時 間	午前9時から午後4時まで（1日6時間） ※休憩時間は正午から午前1時までです。 原則、所定時間を超える労働はありません。
報 酬	日額6,100円
期 末 勤 勉 手 当 (ボ ー ナ ス)	勤務期間等に応じて支給（年間36万円程度）
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇：年間10日 ※6か月継続勤務した場合の付与日数です。 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。 ・特別休暇：夏季休暇(有給)、忌引休暇(無給)、病気休暇(無給)など
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤費を別途支給します（片道2km以上の場合）。 ・地方公務員共済組合に加入（短期給付・福祉事業のみ適用）するとともに、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ・公務災害補償の適用があります。 ・地方公務員法上の服務規程等が適用されます（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）。 ・報酬および期末勤勉手当については、給与改定等により額が変更となる場合があります。 ・報酬等のお支払いに際し、<u>県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要</u>となります。

7. 試験結果の開示

- ・この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から 1か月	総務部人事課 (県庁7階)

- ・開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人（代理人は認めません。）が、開示場所へお越しください。

ただし、原則、土曜日、日曜日および祝休日は受付していません。

※担当者不在の場合、対応できない可能性がありますので、必ず事前連絡をお願いします。

- ①運転免許証 ②日本国旅券（パスポート） ③各種健康保険の被保険者証
- ④各種年金手帳等 ⑤マイナンバーカード

8. その他

- 受験票は発行しません。
- 試験当日は、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
- 就労支援機関等を利用されている方は、支援者の面接同席が可能です（1名のみ）。
- オフィスの事前見学を希望される方は、福井県総務部人事課までお問合わせください。
（事前連絡がない場合、見学に対応できません）
※事前見学されなかった方につきましては、面接時に見学の時間を設けます。
- 受験にあたり、何らかの配慮（補装具等の持込使用など）を希望される方は、事前に福井県総務部人事課までご連絡ください。（ただし、内容によっては、試験の実施上、お応えできない場合があります。）
- その他、この試験についてご不明な点は、福井県総務部人事課までお問合わせください。